

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年2月14日(火)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時59分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	佐藤市民環境部長、千葉市民課長、及川市民係長			
参 考 人	なし			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 (1) 戸籍証明手数料について (2) 提言事項について (3) 調査事項について			
議事の経過	別紙のとおり			

# 教育民生常任委員会記録

令和6年2月14日

( 午後1時30分 開会 )

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

本日の委員会には、市民環境部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより所管事務調査を行います。

初めに、戸籍証明手数料についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

佐藤市民環境部長。

市民環境部長 : 本日は、説明の機会をいただきありがとうございます。

戸籍証明手数料について説明をさせていただきます。

私からは、本日の資料の概要の部分について、説明をさせていただきます。

令和元年の戸籍法の一部改正によりまして、現在本籍地の市区町村役場に請求しております戸籍謄本等について、本籍地以外の市区町村役場での請求・発行ができるようになることや、新たに電子的な戸籍記録事項の証明情報の提供ができるようになり、本年3月1日から施行されることとなっております。

また、この戸籍法の改正施行に合わせ、市町村の標準的な手数料を規定する地方公共団体の手数料の標準に関する政令というものがありますが、この政令が令和5年12月6日に公布されたところであります。

これらの法令の改正に伴いまして、当市の手数料条例のうち戸籍証明に係る部分を改正するため、今度の2月通常会議に一関市手数料条例の一部を改正する条例を提案しているところであります。

本日は戸籍法と地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正概要及び手数料条例の改正内容について説明をさせていただきます。

以降の詳細につきましては、市民課長から説明をいたします。

委員長 : 千葉市民課長。

市民課長 : 私から、2、戸籍法の一部を改正する法律の概要について御説明いたします。

本日御説明する内容は、令和元年5月31日に公布され、来月、令和6年3月1日に施行される部分のうち、今回の条例改正に係る部分のみとなります。

大きく3点ございます。

1つ目は(1)に記載しております、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求です。

法務省では、これを広域交付として説明しております。

広域交付とは、自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外での市区町村の窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となるものであります。

これまで、戸籍謄本や除籍謄本が必要というときは、左側のイラストのように、それぞれ自分の本籍地の市区町村役場に赴くか、郵送などで取り寄せる必要がありました。

それが3月1日からは、右側のイラストのように、最寄りの市区町村役場の窓口で請求することが可能になるというものです。

この請求ができる方は条件がございまして、本人と配偶者、父母などの直系尊属、子供などの直系卑属と請求者が限定されます。

窓口では、マイナンバーカードや運転免許証など顔写真のついた官公庁の発行する証明書によって、厳格に請求される方の本人確認を行います。

請求がありますと、①のようにA市では、法務省の新システムに、他市町村の情報を参照しに行くことで、②のとおり情報提供がされ、戸籍の交付が可能になるという仕組みです。

次に、資料の2ページを御覧ください。

2つ目は(2)に記載しております、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号等の発行等、簡単に申しますと戸籍のデータを見るためのパスワードが発行されるということがあります。

これから、いろいろな手続がインターネットなどでできるような仕組みが構築されていきます。

そのために、戸籍または除籍電子証明書提供用識別符号というパスワードを行政機関に提出することにより、戸籍または除籍電子証明書、電子的な戸籍記録事項の証明情報の提供、戸籍情報を電子データで提供することが可能になります。

(2)の図のように戸籍電子証明書が必要となった場合、①として住民はインターネットなどのオンラインなどでA市に戸籍電子証明書を請求します。

そうしますと、②として、A市からは戸籍電子証明書ではなく、戸籍電子証明書提供用識別符号と呼ばれるパスワードが発行されるというものです。

住民の方は、③として、行政機関、戸籍を提出してくださいと求められた行政機関にパスワードを提出します。

④として、その行政機関では、法務大臣の管理するアクセスサーバーにおいて、その住民に関してのパスワードを入力します。

そうしますと、⑤として行政機関ではその住民の戸籍情報をダウンロードする、戸籍情報を取得できるという仕組みになっています。

この仕組みは、例えばパスポートの申請を行う場合に、これまでは紙の戸籍謄本を添えて申請を行わなければならないものが、申請書に戸籍電子証明書提供用識別符号、有効期間が3か月のパスワードを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書、電子的に戸籍情報を証明したデータを確認することができるようになりますので、紙による戸籍証明書などの添付が不要となり、オンラインで手続が完結されるということが想定されております。

次に、3つ目の(3)届書等情報内容証明書の交付等についてです。

届書等情報として、戸籍届書などの証明書類を画像情報として届書をスキャンして、

作成したものの内容に係る証明書の交付が可能となるものです。

また、届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能になります。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

3、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正の概要について、御説明いたします。

戸籍法の改正に伴って、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、令和5年12月6日に公布、施行日も戸籍法の改正に合わせて令和6年3月1日施行とされました。

手数料を徴収する事務としては、先ほど御説明いたしました黒いひし形の内容ですけれども、戸籍謄本等の広域交付に関する手数料、それから戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料、それから、届書等情報内容証明書の交付等に関する手数料について、それぞれ戸籍法が根拠法令となり手数料を徴収する事務が追加されました。

資料の4ページを御覧ください。

改正内容を表にして示しておりますが、朱書きのアンダーラインが追加になった内容でございます。

改正後の事務の内容の、戸籍謄本等の交付や除籍謄本等の交付には、戸籍広域交付による交付を含むとなっております、法の根拠規定をアンダーラインで示してございます。

戸籍が450円、除籍が750円となります。

また、表の下から2つ目の届書等情報内容証明書の交付については350円、上質紙は1,400円です。

届書等の閲覧については、届書等情報の内容を表示したものの閲覧としておりますが、今後は、届書を全てスキャンして画像で保存することになりますので、その画像データを閲覧する場合も届書そのものを見る場合と同様に350円となります。

また、新規事務となる戸籍電子証明書提供用識別符号の発行は400円と、除籍電子証明書提供用識別符号の発行は700円とされておりますが、手数料を徴収しない、頂かない場合があります。

徴収しない場合は表の欄外の米印、先ほど(2)で御説明いたしました戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号等の発行、パスワードの発行に係る事務のうち、1つ目の黒ポツ、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号等の発行が情報提供用記録開示システム、いわゆるマイナポータルを通じてパソコンやスマートフォンで行われる場合。

2つ目の黒ポツといたしまして、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍（除籍）電子証明書と同一の事項を証明する戸籍（除籍）謄本もしくは抄本または戸籍（除籍）証明書を同時に請求する場合で、簡単に言えば、紙の戸籍謄本とその同じ内容の戸籍情報データを同時に請求する場合には、パスワード発行に関する部分の手料は徴収しないということが政令で定められる内容となります。

資料の5ページを御覧ください。

4、一関市手数料条例の改正についてです。

手数料条例の内容は先ほど御説明いたしました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正内容と同様に改正するものです。

戸籍謄本抄本交付手数料は、広域交付による交付を事務内容に追加し、1通につき450円とするものです。

2つ目の新規となる戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料は、1件につき400円、徴収しない場合は政令と同じ内容です。

3つ目の除籍謄本抄本交付手数料は広域交付による交付を事務内容に追加し、1通につき750円とするものです。

4つ目の新規となる除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料は、1件につき700円、徴収しない場合は政令と同じ内容です。

5つ目の届出受理証明等手数料は、届書等情報内容証明書の交付を事務内容に追加するものです。

6つ目の届書その他書類閲覧手数料は、届書等情報の内容を表示したものの閲覧を事務内容に追加するものです。

以上が、戸籍証明手数料についての御説明となります。

委員長：それでは、これより質疑を行います。

菅原委員。

菅原委員：それでは、重複する内容の質問かもしれませんが、改めてお尋ねしたいと思います。

つまり、電子証明書提供用識別符号があれば、どこの行政機関でも戸籍謄本等の証明を受けられるということによろしいですか。

電子証明書提供用識別符号に関してはマイナポータルでも取れて、その場合は手数料がないということによろしいですか。

戸籍電子証明書提供用識別符号を発行したら、どの行政機関でも発行が受けられるということによろしいですか。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：データが必要な業務というのが、今のところはっきり決まった、想定されているものはパスポートの手続をするときに想定されていまして、それ以外の内容については、これからどういった事務に使えるかということを考えていくということです。

委員長：菅原委員。

菅原委員：今のところ、パスポートの発行の業務に限られるという今日の説明ですね。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：今のところ、データを使う業務というのがパスポートということですが、パスポートの申請についても3月からすぐ始まるのではなくて、実際の運用は令和7年4月からを予定しているという内容です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは、これが想定される、今の時点での1年ちょっと早いけれども、説明をされたわけですか。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：法令上は、そういった事務が、手続ができるようになるというふうですけれども、来月から変わることは、新しい手数料がこのようになりますということの説明でして、実際の運用、パスポートの申請についてはまだ準備段階でして、実際はまだ進まないのですけれども、手数料だけはいつ始まってもいいようにということで、そういった内容での説明でございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：再度改めて、この手数料に関する部分の今日の説明というか、そういうことなのですね、確認いたします。

委員長：千葉市民課長。

市民課長：手数料についてはそのとおりですけれども、始まる内容としましては、来月、3月1日から戸籍の広域交付という制度が新しく始まりますということの御説明もいたしました。

委員長：菅原委員。

菅原委員：説明をしていただきたい箇所、マイナポータルに関して若干御説明いただきたいと思っています。

委員長：マイナポータルのどういう部分ですか。  
菅原委員。

菅原委員：マイナポータル、スマートフォン等とか、それ以外に何か言われたと思うのですが、そういう、具体的にどういったところで証明書の発行が受けられるのかというところをお尋ねしたいです。

委員長：佐藤市民環境部長。

市民環境部長：マイナポータルを使って証明書の発行を受けられるのではなくて、マイナポータル

ルを通じて、マイナンバーカードを使って、マイナポータルからこの電子証明書提供用識別符号の発行を受ける。

その発行を受けたものを、例えばパスポートでありましたら、パスポートの発行する行政機関のほうに識別符号、先ほどパスワードと言いましたが、そのパスワードを行政機関に提出して、行政機関ではそのパスワードで電子証明書を取得するというような流れになります。

ですので、マイナポータルから直接証明書を取得するというものではないということでございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：すみません、理解が悪くて申し訳ありません。

そうすると、お尋ねしたいのは、パスワードを取得すれば、どの行政機関に行っても受けられるというようなシステムでよろしいですか。

委員長：佐藤市民環境部長。

市民環境部長：行く行くはそのようになるのではないかと思いますけれども、今のところお話が出ているのがパスポートの申請に添付する戸籍の証明書のみということで、だんだんにはいろいろな行政機関で戸籍の証明書が欲しいという、何かの申請に戸籍の証明書が欲しいという場合には、紙の証明書ではなくて、パスワードを提出してその行政機関が戸籍の証明書を取得するというような流れになるのではないかとこのように思っております。

委員長：休憩します。

( 休憩 13:49～13:57 )

委員長：それでは再開いたします。

そのほかございませんか。

( 「なし」 の声あり )

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、戸籍証明手数料についての調査を終わります。

市民環境部長はじめ、職員の皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

御苦労さまでした。

休憩します。

( 休憩 13 : 57～13 : 58 )

委員長 : 再開します。

次に、提言事項についてを議題といたします。

これにつきましては、広聴広報委員長から資料のとおり依頼が来ております。

書記より説明をさせます。

栃澤書記。

書記 : 昨年度実施した、市民と議員の懇談会で提出された御意見などを広聴広報委員会で取りまとめました。

それを基に当局への提言案の作成について、広聴広報委員会から依頼が来ております。

各常任委員会で調査を行い、提言案を2月末までに作成し、広聴広報委員会へ提出いたします。

広聴広報委員会では提言案を取りまとめ、3月に市長等へ提言書をお渡しすることです。

教育民生常任委員会には大きく4つの項目ということで広聴広報委員会では取りまとめを行いました。

医療・福祉、生活・環境、教育環境、子育て支援という項目で、これらについて調査を行い、提言をしてはどうかとのことです。

期間が短い中となりますが、よろしく願いいたします。

委員長 : 休憩します。

( 休憩 14 : 00～14 : 14 )

委員長 : 再開します。

ただいまの議題について、正副委員長で提言案を作成し、再度、皆様と御協議したいと思っております。

次回の委員会の日程を協議するため、休憩します。

( 休憩 14 : 15～14 : 17 )

委員長 : 再開します。

お諮りいたします。

次回の委員会は、2月20日、火曜日、予算審査特別委員会終了後に開催することとし、正副委員長で取りまとめた提言案を委員にお示しし、協議してまいりたいと思っております。

さよう進めることに御異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

委員長 : 異議ありませんので、さよう進めてまいります。  
以上で、提言事項についての本日の協議を終わります。  
次に、調査事項についてを議題とします。  
書記より説明させます。  
栃澤書記。

書記 : 令和6年度の調査事項について御協議をお願いいたします。  
空き家対策につきましては、総務常任委員会との連合審査会を1月に行いました。  
調査事項として残っておりますのが、一関市の子育て支援の現状について、健康こども部で取り組んでいる少子化対策について、子育て世代の声を聞く、放課後児童クラブについて、障がい者・障がい児への支援状況について、不登校問題について、一関市立小・中学校整備（改築）に係る構造についてとなっております。  
今後の調査の進め方について、御協議をお願いいたします。  
また、昨年度も実施いたしました、各部長から新年度の事業概要について4月頃に説明を求めているかがかと考えております。  
あわせて、行政視察についても進める方向でよろしいか、御協議をお願いいたします。  
以上でございます。

委員長 : 休憩します。

( 休憩 14:19~14:56 )

委員長 : 再開します。  
お諮りいたします。  
令和6年度の調査事項については、改めて協議することといたします。  
さよう決することに御異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定いたしました。  
以上で、調査事項についての本日の協議を終わります。  
次に、その他に入ります。  
委員の皆様から何かございませんか。

( 「なし」 の声あり )

委員長 : なければ、その他を終わります。  
これをもちまして、本日の委員会を終了します。  
御苦労さまでした。

( 午後 2 時 59 分 終了 )